平成２１年（フ）第８４号
茨城県筑西市伊佐山121番地
破産者　宮田　一範
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１６２号
埼玉県深谷市岡3115番地３
破産者　清水　　実
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第２７５３号
名古屋市瑞穂区彌富通２丁目27番地
破産者　横井電工こと　横井　宏康
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９４０号
名古屋市中村区則武２丁目34番２号
破産者　天野　幸和
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１８４号
愛知県小牧市大字岩崎1042番地１　セントマルベリー202号
破産者　長崎　公博
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１８６号
愛知県小牧市大字岩崎1042番地１　セントマルベリー202号
破産者　長崎　順子（旧姓竹内）
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３２５号
愛知県春日井市藤山台10丁目20番地５
破産者　牧村　延子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７０号
名古屋市守山区新守山3503　グレース新守山202、住民票上の住所名古屋市北区如意１丁目178番地　シェルモール楠602号
破産者　田中　良重（旧姓石川）
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６４号
愛知県春日井市大手田酉町１丁目５番地12、開始決定時の住所愛知県春日井市大手町２丁目282番地
破産者　浜條プレスこと　濱條　正明
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39―23夢野ハイタウン４号棟402号、従前の住所神戸市兵庫区菊水町９丁目１番17号
破産者　橋本　次男
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２２号
神戸市東灘区本山南町９丁目８番18―305号
破産者　上原　祥市
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１２２０号
兵庫県姫路市四郷町見野140番地
破産者　池尻　壽美
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２７号
兵庫県姫路市城北新町２丁目１－３―211、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目36番地　サンヒルズ五番館401号
破産者　平田　俊彦
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２１号
兵庫県姫路市飾磨区細江2241番地　メゾンシャルマン305号
破産者　原田　浩司
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１３７号
兵庫県姫路市網干区垣内南町375番地４
破産者　岡部　善邦
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１８６号
兵庫県姫路市田寺１丁目11番３―305号マンションＫプラザ
破産者　高石　英明
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９０８号
広島県廿日市市福面１丁目２番13号、開始決定時の住所広島市中区広瀬町６番16号
破産者　河野　和之
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９１号
熊本市楠２丁目10番６号
破産者　浮穴　和志
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５７号
大分市横塚２丁目４番25号アドバンス横塚３－１、開始決定時の住所大分市大字光吉1121番地の４
破産者　芳崎　　一
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係